

消費者契約法の改正(概要)

消費者契約を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、平成30年改正時の附帯決議に対応し、消費者が安全・安心に取引できるセーフティネットを整備

現行法(消費者契約に関する民事ルール等を規定する民法の特別法)

- 【契約の取消権】(不当な勧誘行為があった場合に契約(意思表示)を取り消すことができる権利)
不実告知、不利益事実の不告知
不退去、退去妨害、不安をあおる告知、契約締結前の義務実施 等
- 【無効となる契約条項】
故意・重過失の賠償責任の全部又は一部免責、軽過失の賠償責任の全部免責
平均的な損害の額を超える解約料 等
- 【事業者の努力義務】
(契約締結について勧誘をするに際し)消費者の知識・経験を考慮した情報提供 等
- 【適格消費者団体による差止請求】(適格消費者団体(認定された消費者団体)が契約の取消権の対象となる勧誘行為や無効となる契約条項の停止を請求できる)

H30年改正附帯決議

- 消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用した場合の取消権の創設
- 不当な解約料(事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える解約料)に係る消費者の立証責任の負担軽減
- 不当条項の類型の追加 等

改正事項

契約の取消権を追加

(第4条第3項)

- ・ 勧誘をすることを告げずに、退去困難な場所へ同行し勧誘
- ・ 威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害
- ・ 契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難に

免責の範囲が不明確な条項の無効

(第8条第3項)

- ・ 賠償請求を困難にする不明確な一部免責条項(軽過失による行為のみ適用されることを明らかにしていないもの)は無効
(無効となる例) 法令に反しない限り、1万円を上限として賠償します
(有効となる例) 軽過失の場合は1万円を上限として賠償します

解約料の説明の努力義務

- ・ 消費者に対し算定根拠の概要(第9条第2項)
- ・ 適格消費者団体に対し算定根拠(営業秘密を除く)
(第12条の4)

事業者の努力義務の拡充

- ・ 契約締結時だけでなく解除時に努力義務を導入(第3条第1項第4号等)
⇒解除権行使に必要な情報提供、解約料の算定根拠の概要説明(再掲)
- ・ 勧誘時の情報提供(第3条第1項第2号)
⇒消費者の知識・経験に加え、年齢・心身の状態も総合的に考慮した情報提供(知ることができたものに限る)
- ・ 定型約款の表示請求権に関する情報提供(第3条第1項第3号)
- ・ 適格消費者団体の要請に対応(第12条の3から5)
⇒不当条項を含む契約条項・差止請求に係る講じた措置の開示要請、解約料の算定根拠の説明要請に応じる努力義務(再掲)

その他

- ・ 適格消費者団体関係の書類の見直し(第14条第2項)
- ・ 毎事業年度の学識経験者の調査の廃止(第31条) 等